

## ○北見市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(平成 26 年 4 月 1 日内規第 201 号)

改正 平成 26 年 11 月 27 日内規第 493 号

(設置)

第 1 条 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)の規定に基づき、特定非営利活動法人等によるボランティア輸送としての有償運送(以下「福祉有償運送」という。)の必要性、旅客から収受する対価その他これらを行う場合における安全性の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、北見市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第 79 条に規定する自家用有償旅客運送の登録(法第 79 条の 6 第 1 項の有効期間の更新の登録及び法第 79 条の 7 第 1 項の変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性及び区域、旅客から収受する対価等に関する事項
- (2) 法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) その他福祉有償運送について必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有償運送利用者代表
- (3) 公募による者
- (4) 地域ボランティア
- (5) 関係交通機関の代表及び運転者の代表
- (6) 関係行政機関
- (7) 北見市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利法人等の団体に属する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長を務める。

2 協議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の総意で決定することとする。ただし、協議が調わない場合には、出席委員の3分の2以上の賛成により決することとする。

4 協議会委員が所属する特定非営利活動法人等による道路運送法第79条の登録等に関する協議を行う場合、当該委員は議事決定に関与できない。

5 協議会は必要により運送主体などの関係者の意見を聞くことができる。

6 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報を取り扱うなど、公開することにより協議の妨げになると条議会が判断した場合は非公開とすることができるものとする。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、個人情報その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、北見市保健福祉部介護福祉課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関する事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月21日から施行する。

平成19年11月1日改正施行

平成23年1月31日改正施行

附 則(平成26年11月27日内規第493号)

この内規は、公布の日から施行する。